

【11月19日版】

令和 6 年 11 月 19 日

小平市立小平第九小学校

校 長 米 持 淳 一

大規模改修（北校舎外壁、屋上）工事完了に伴う

来校時の通用等の変更のお知らせ

小平市による、北校舎外壁・屋上工事（第1期令和6年7月19日～11月30日）が完了予定です。学校敷地内の安全管理上、大変なご不便をお掛けしました。ご協力どうもありがとうございました。

12月1日（日）より、下記をご確認の上、ご来校をお願いします。安全管理上の変更があります。

12月1日（日）から	(1) 北門	① 児童登下校、保護者、学童、学校設備使用団体等の通用は通常通り可能です。 ② 自転車の駐輪は、北校舎体育館側の校舎に沿って駐輪をお願いします。 ③ <u>学校行事（学校公開等）では、安全管理上、北門付近の駐輪を制限し、南門付近に自転車の駐輪をお願いする場合があります。</u>学校から配布される行事の保護者通知をその都度、必ずご確認ください。 ④ <u>学校施設利用団体の駐車については、12月1日より、駐車許可証を申請し、学校が許可した団体のみが駐車できます。</u>(5)をご参照ください。
	(2) 東門	① 給食業者車両、校内設備修繕業者車両の搬入通用門です。 ② 修理・清掃等業者を除いて、<u>原則、平日は車両の駐車はできません。</u> ③ <u>土日、祝日等の学校施設利用団体の駐車は、原則、北門側に駐車となります。</u>
	(3) 南門	① 児童登下校、保護者、学童、学校設備使用団体等の通用は通常通り可能です。 ② 自転車の駐輪は表示通り南門西側へお願いします。
	(4) 保護者の駐車	① 原則、北門の駐車場へ駐車をするようにお願いします。 ② <u>緊急の場合（お子様の具合が悪いための送迎など）以外は、自動車でのご来校はお控えください。</u>徒歩または自転車でご来校ください。
	(5) 学校施設利用団体の駐車	① 学校施設利用団体の駐車については、12月1日より、駐車許可証を申請し、学校が許可した団体のみが駐車できます。 ② 学校に直接、学校設備使用申請書を提出して申請している団体は、 A) 学校 HP→配布文書→「<u>学校施設利用団体の敷地内駐車について</u>」 を確認し、 B) 学校 HP→配布文書→「<u>小平第九小学校 駐車申込書</u>」 をダウンロードし、ご記入の上、学校にご提出ください。 ③ 文化スポーツ課を通して学校設備利用申請されている団体は、文化スポーツ課でも A、B 共にお渡ししています。学校 HP の様式の使用も可能です。

【問合せ先】小平市立小平第九小学校 副校長 村井純平 電話(042)341-4340